

「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」 の申請要領

証明内容	<p>相続税（又は贈与税）の納税猶予の適用に関して必要がある場合に、対象となる農地（又は採草放牧地）が</p> <p>「納税猶予」の対象となる農地（又は採草放牧地）である証明を行います。</p>
申請書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 証明願 2通（正・副の2通 別紙記入例参照） 2. 位置図 1通（縮尺 1/2500 程度で対象地を赤色で囲む） 3. 公 図 1通（法務局発行のもので対象地を赤色で囲む） 4. 納税通知書 1通（評価証明、課税証明、土地家屋名寄帳でも可） 5. 委任状 1通（代理人が手続きを行う場合に提出、申請者の押印が必要） <p>「公図」、「納税通知書」、「委任状」はコピーで結構です。ただし、窓口で原本確認させていただきます。原本確認ができない場合は、申請者、もしくは代理人に原本証明をしていただきます。</p>
手数料	<p>300円 / 1枚 証明書は1枚で10筆まで証明できます。</p>
申請窓口	<p>都市計画課窓口（市役所4階）に申請書類を提出してください。</p> <p>重要書類につき、郵送受付はできませんのでご注意ください。</p>

< お問い合わせ >

宇治市 都市計画課 都市計画係

TEL : 0774-22-3141 (内線 2410)

証 明 願

年 月 日

宇治市長 あて

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

相続税（贈与税）の納税猶予の適用に関して必要があるため、下記に記載した農地又は採草放牧地について、次のとおりであることを証明願います。

下記に記載した農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する同法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地、同項第1号に掲げる田園住居地域内に所在する農地、都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地、同法第7条第1項に規定する市街化調整区域内に所在する農地又は採草放牧地であること（納税猶予の対象となる農地等であること）。

（対象となる農地又は採草放牧地）

番号	農地又は採草放牧地の所在	地目	面積 (㎡)	市街化区域内・外の別	田園住居地域内・外の別	地区計画農地保全条例の制限を受ける区域内・外の別	生産緑地地区内・外の別	特定生産緑地の指定の有無 (生産緑地地区内に位置し、申出基準日を経過している場合)
1				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
2				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
3				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
4				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
5				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
6				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
7				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
8				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
9				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
10				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無

上記に記載された農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する同法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地、同項第1号に掲げる田園住居地域内に所在する農地、都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地、同法第7条第1項に規定する市街化調整区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明する。

上記のとおり証明してよろしいか伺います。 年 月 日	決 裁				
	課 長	副課長	係 長	担 当	公印使用

証 明 願

年 月 日

宇治市長 あて

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

相続税(贈与税)の納税猶予の適用に関して必要があるため、下記に記載した農地又は採草放牧地について、次のとおりであることを証明願います。

下記に記載した農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する同法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地、同項第1号に掲げる田園住居地域内に所在する農地、都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地、同法第7条第1項に規定する市街化調整区域内に所在する農地又は採草放牧地であること(納税猶予の対象となる農地等であること)。

(対象となる農地又は採草放牧地)

番号	農地又は採草放牧地の所在	地目	面積(m ²)	市街化区域内・外の別	田園住居地域内・外の別	地区計画農地保全条例の制限を受ける区域 内・外の別	生産緑地地区内・外の別	特定生産緑地の指定の有無 (生産緑地地区内に位置し、申出基準日を経過している場合)
1				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
2				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
3				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
4				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
5				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
6				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
7				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
8				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
9				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
10				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無

上記に記載された農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する同法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地、同項第1号に掲げる田園住居地域内に所在する農地、都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地、同法第7条第1項に規定する市街化調整区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明する。

令和 年 月 日

宇治市長 松村 淳子

記入例

裏面の記載方法も合わせてご覧ください。

納税猶予の特例適用の農地等該当証明書

通知書番号 _____

証 明 願

年 月 日

宇治

納税猶予を受ける本人を記入。
本人からの委任を受けた代理人でも可。【1】

住 所 **宇治市宇治琵琶33**

氏 名 **宇治太郎**

電話番号 **(0774) 22 - 3141**

相続税（贈与税）の納税猶予の適用に関して必要があるため、下記に記載した農地又は採草放牧地について、次のとおりであることを証明願います。

下記に記載した農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する同法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地、同項第1号に掲げる田園住居地域内に所在する農地、都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地、同法第7条第1項に規定する市街化調整区域内に所在する農地又は採草放牧地であること（納税猶予の対象となる農地等であること）。

（対象となる農地又は採草放牧地）

番号	農地又は採草放牧地の所在	地目	面積 (㎡)	市街化区域内・外の別	田園住居地域内・外の別	地区計画農地保全条例の制限を受ける区域内・外の別	生産緑地地区内・外の別	特定生産緑地の指定の有無 (生産緑地地区内に位置し、申出基準日を経過している場合)
1	宇治市宇治琵琶1-1	畑	500	内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
2	宇治市宇治琵琶1-2	田	800	内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
3	以下余白				内・外	内・外	内・外	有・無
4								有・無
5				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
6				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
7				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
8						内・外	内・外	有・無
9						内・外	内・外	有・無
10				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無

評価証明の地目、面積を記入
対象となる農地内に農業用倉庫等がある場合
記入面積から建物面積を除いて記入してください。【2】

最後は「以下余白」と書いて斜線を引く。
10筆以上の場合は、申請書を分けて記入。
2枚目以降は、別途証明手数料が必要です。【3】

上記に記載された農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する同法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地、同項第1号に掲げる田園住居地域内に所在する農地、都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地、同法第7条第1項に規定する市街化調整区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明する。

記入不要
(灰色部)

決 裁

上記のとおり証明してよろしいか伺います。

課 長 副課長 係 長 担 当 公印使用

年 月 日

同じ要領で、副本にもご記入願います。【4】

(裏)
記 載 方 法 等

1 使用する場合

この様式は、次の場合に使用します。

- (1) 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第70条の4(贈与税の納税猶予)第1項又は同法第70条の6(相続税の納税猶予)第1項の規定の適用を受けようとする者が、その適用を受けようとする農地又は採草放牧地が同法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等でない旨の証明を受ける場合
- (2) 措置法第70条の4第15項若しくは第16項又は同法第70条の6第18項若しくは第19項の規定による税務署長の承認を受けた場合において、農地等の譲渡等の対価の全部又は一部をもって取得した三大都市圏の特定市に所在する農地又は採草放牧地が同法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等でない旨の証明を受ける場合

2 記載要領

- (1) 相続税の納税猶予の適用に関しこの証明願を申請する者は、「(贈与税)」の文字を、また、贈与税の納税猶予の適用に関しこの証明願を申請する者は「相続税」の文字を二重線で抹消してください。
- (2) 「農地又は採草放牧地の所在」、「地目」、「面積」、「市街化区域内・外の別」、「田園住居地域内・外の別」、「地区計画農地保全条例の制限を受ける区域内・外の別」、「生産緑地地区内・外の別」、「特定生産緑地の指定の有無(生産緑地地区内に位置し、申出基準日を経過している場合)」は、証明願を申請する者が記載してください。
- (3) 「市街化区域内・外の別」、「田園住居地域内・外の別」、「地区計画農地保全条例の制限を受ける区域内・外の別」、「生産緑地地区内・外の別」、「特定生産緑地の指定の有無(生産緑地地区内に位置し、申出基準日を経過している場合)」欄については、該当する文字を で囲んでください。

3 注意事項

「都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する同法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地」には、生産緑地法第10条第1項(同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第15条第1項の規定による買取り申出がなされたもの並びに同法第10条第1項に規定する申出基準日において同法第10条の2第1項の特定生産緑地の指定がなされていないもの、同法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの及び同法第10条の6第1項の規定による指定の解除がなされたものは含まれません。